

備前市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

改正 令和4年4月1日

策定 平成30年3月9日

備前市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、備前市の農業委員会は平成29年7月20日から新制度に移行した。

改正法では、従来からの法令業務に加え「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の新たな必須事務として位置づけられ、担い手への農地集積や遊休農地解消等の積極的な取り組みが強く求められる。

本市の農業委員会においては、新体制の下、地域の農業・農業者の実情と特性をしっかりと把握し、地域の農業者や農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が一体となって、円滑な移行と体制強化に取り組むとともに、「遊休農地の発生防止・解消対策の強化」、「優良農地確保のための農地制度の適正執行の推進」、「担い手の確保・育成と担い手への農地利用集積・集約化の推進」、「地域における意見の汲み上げや集落内の話し合い活動等の展開」等の課題解決を中心に、実践活動を積極的に展開するための指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B) (B分類を除く)	遊休農地の割合 (B/A)
当初 (平成29年3月)	1, 275 ha	304 ha	23.8%
現状 (令和4年3月)	1, 233 ha	244 ha	19.8%
目標 (令和6年3月)	1, 221 ha	240 ha	19.7%

注1：(A) 現状の農地面積は、農家台帳面積、目標の農地面積は、過去の転用実績（平均△6ha／年）に基づく推定面積。

注2：(B) 現状の遊休農地面積は、B分類を除いた面積、目標の遊休農地面積は、過去実績の解消面積（2ha／年）に基づく推定面積。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア. 本市の農業委員会において、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規程による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ. 利用意向調査結果による、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ. 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査により、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 遊休農地の再生事業

地元や地域協力隊等の関係機関と連携をとり、各委員が農地の再生作業を行い、農業者の農業再開を支援する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積（A）	集積面積（B）	集積率（B/A）
当初 （平成29年3月）	1, 275 ha	51.5 ha	4.0%
現状 （令和4年3月）	1, 233 ha	96.8 ha	7.8%
目標 （令和6年3月）	1, 221 ha	98.8 ha	8.1%

注1：（A）農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積、目標は、過去の転用面積（平均△6ha/年）に基づく推定面積。

注2：（B）集積面積は、平成29年度「耕作放棄地解消に向けた目標と行動計画」に基づく実績の2haを集積面積の目標とする。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 （うち、主業農家数）	認定農業者	認定新規就農者
当初 （平成29年3月）	952戸 （ 戸）	18経営体	3経営体
現状 （令和4年3月）	787戸 （296戸）	23経営体	9経営体
目標 （令和6年3月）	700戸 （290戸）	25経営体	7経営体

注1：現状の総農家数（うち、主業農家数）は、2020年農林業センサスの数値、目標の総農家数は、2015年、2020年農林業センサスの数値に基づく推定農家数。
（総農家数△227戸/5年、主業農家数△7戸/5年）。

注2：目標の認定農業者数は備前市総合計画の目標値、新規就農者数は、備前市総合計画や担い手確保計画に基づく各年度の目標数。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

本市の農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

本市の農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を進める。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内各地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、関係部局と調整しながら、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
当初（平成29年3月）	3 経営体	1 5 ha
現状（令和4年3月）	9 経営体	1 1 ha
目標（令和6年3月）	7 経営体	3 5 ha

注1：目標の新規参入者数は、備前市総合計画に基づく各年度の目標数。

注2：新規参入者取得面積は、1 経営体×下限面積国基準50 aで積算した面積。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

新規就農フェア等に参加している、市、農業委員会ネットワーク機構等と連携し、情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分でない地域では一般企業も地域の担い手になり得る存在であることから農地中間管理機構など関連機関と協力して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入についての相談業務を行う。